

地域がん登録事業の法的根拠に関する資料

■健康増進法第16条（生活習慣病の発生の状況の把握）

「国及び地方公共団体は、（中略）国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。」

【参考】

「健康増進法等の施行について」（平成15年4月30日健発第040001号厚生労働省健康局通知）

（中略）

「生活習慣病の発生の状況の把握（法第16条）の具体的な内容は、地域がん登録事業及び脳卒中登録事業であること。」

■がん対策基本法第17条第2項（がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等）

「国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。」

【参考】

「がん対策基本法附帯決議第16」

（中略）

十六、がん登録については、がん罹患者数・罹患率などの疫学的研究、がん検診の評価、がん医療の評価に不可欠の制度であり、院内がん登録制度、地域がん登録制度の更なる推進と登録精度の向上並びに個人情報の保護を徹底するための措置について、本法成立後、検討を行い、所要の措置を講ずること。